地域限定特例通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。	第二百二十四条の九 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。(観光資源課の所掌事務)	地域限定特例通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。五 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、一〜四 (略)	。 第二百二十四条の二 観光地域振興部は、次に掲げる事務をつかさどる(観光地域振興部の所掌事務)	改正
内士及び福島特例通訳案内士に関すること。 国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案三 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、一・二 (略)	第二百二十四条の九 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。(観光資源課の所掌事務)	内士及び福島特例通訳案内士に関すること。 国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案五 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、一〜四 (略)	。 第二百二十四条の二 観光地域振興部は、次に掲げる事務をつかさどる(観光地域振興部の所掌事務)	現行